

組合せが下記の通り決定しましたのでご案内致します。

日付 令和 6年 5月26日(日)

研修会

担当競技委員 湯本登・加藤昌孝

黒姫スタート								
スタート	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP
1組 08:00	田中 友和	2	丸山 菜々美	2	水内 一良	3	徳竹 一臣	5
2組 08:07	大口 卓	2	高坂 浩隆	7	山中 孝之	7	高橋 智史	7
3組 08:14	島袋 昌源	4	山口 健一	6	清水 孝志	7		
4組 08:21	小山 晶平	7	大内 孝夫	9	滝沢 修二	12	上原 利夫	13
5組 08:28	加藤 元次	1	水上 高広	3	寺澤 喜一	6	竹内 功	15
6組 08:35	高橋 仁	11	井原 美能留	14	宮川 芳夫	16	吉澤 博樹	20
7組 08:42	浅野 徹	3	安藤 利雄	7	羽田 庸子	14		
8組 08:49	松山 隆	3	飯島 善光	5	浅川 洋	7	一由 敦己	10
9組 08:56	湯本 登	4	鎌 弘志	5	高山 恒孝	13	外谷 かおり	25

城山スタート								
スタート	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP	氏 名	HDCP
1組 08:00	高見澤 悦夫	10	植松 悦夫	12	池田 裕志	14	山岸 順一	20
2組 08:07	松橋 力	6	中澤 昭治	9	斉藤 誠	15	相澤 総一郎	17
3組 08:14	小林 修造	7	宮澤 正浩	11	春原 一郎	16	石崎 喜美子	18
4組 08:21	高木 一彦	12	金児 宏純	15	藤澤 浩一	仮		
5組 08:28	藤巻 宏明	15	小沼 範子	16	樽田 広喜	18	竹内 宏之	24
6組 08:35	町田 幸男	11	中村 充良	15	中村 光男	17	佐々木 孝治	18
7組 08:42	山岸 正夫	11	富岡 宏敏	12	山岸 幸子	16	梨元 拓哉	19
8組 08:49	傳田 守夫	11	合津 洋一	11	渡辺 千鶴雄	13		
9組 08:56	加藤 昌孝	2	宮崎 梓	8	岩垂 美千代	17		

- 使用コース 黒姫スタート ⇒ 城山 18H
城山スタート ⇒ 妙高 18H
- 使用ティマーク 男性 青マーク (65歳以上白マーク使用可、75歳以上ゴールドマーク可)
女性 金マーク
- 競技参加者は、スタート時間の20分前までにフロントで受付をして下さい。

*携帯電話は、競技前にマナーモードに設定し、休憩中にかけて直すようにしてください。

*受動喫煙防止のため、公式クラブ競技では、ティーグラウンド近くの灰皿が設置されている場所以外はカート内も含めて禁煙とさせていただきます(加熱式タバコも含まれます)。尚、カート内の灰皿は撤去いたしますのでご協力頂きますようお願いいたします。

*競技終了後、ミーティングを行いますので、全員参加をお願いします。

第4章 運営諸規定

- 第29条 クラブ競技参加者は、スタート時刻の20分前までに備え付けの競技者受付名簿に署名する。正当な理由なく20分を切った場合もしくは署名しないで競技に参加した者は失格とする。ただし同伴競技者全員の同意があった場合に限り、入賞資格を欠いたままの状態、当該クラブ競技のプレーに参加することは可能とする。
- 第30条 スタート時刻の定めてある競技においては、参加者はその時刻の5分前までにティイングエリアに待機し、担当競技委員によるスタートコールを受けなければならない、これに遅れた者は失格とする。ただし、競技のプレー参加は前条に準ずる。
- 第31条 遅延プレーの対処について、トップスタートの組は、2時間20分を超えた場合、また後続組については前の組と20分以上遅延した場合で、担当競技委員による警告にも関わらず改善がない場合は、ハーフ毎にその組全員に1打罰を課することができる。
- 第32条 マーカーはスタートホールにおける次打者とし、最終打者のマーカーは最初の打者とする。(マーカーはホールごとに当該プレーヤーのスコアを確認し、スコアカードに記入する)
- 第33条 競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くではいかなる練習ストロークもしてはならない。これに違反して練習ストロークをした場合、競技者は次のホールで2打罰を加えなければならない。ただし、そのラウンドの最終ホールのときは、競技者はそのホールで罰を受ける。
尚、9ホールを終了後、指定練習パッティンググリーンにおいてパッティングの練習をすることができるが、ドライビングレンジ及びアプローチ練習場での練習は禁止する。これに違反した場合競技者は次のホールで2打罰を加えなければならない。
- 第34条 GPS・レーザー等を使用した距離計測器の使用を許可する[ゴルフ規則4.3a(1)]が、2点間の距離の計測のみとし、その他の計測機能(標高変化、風速など)は使用できない。
- 第35条 競技当日における競技使用コースの事前ラウンドは禁止する。これに違反した場合は失格とする。
- 第36条 健康増進法第27条(喫煙をする際の配慮義務)に基づき、競技中の喫煙はティイングエリアに設置された灰皿の周辺、または個別に持参した携帯灰皿でジェネラルエリア以外の他人に迷惑がかからない場所でのみ可とする。違反者は委員会の裁定に基づき、次回競技会の出場資格を失う場合がある。
- 第37条 クラブ競技参加者はゴルフ規則1[ゲーム、プレーヤーの行動、規則]に基づき、ゲームの精神である①誠実な行動、②他の人への配慮、③コースの保護を遵守すること。プレーヤーが重大な非行をしたと委員会が認めた場合、ゲームの精神に反する行動をしたことに対してそのプレーヤーを失格とするなどの措置を講ずることができる。